

古河市立西牛谷小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本的な方針

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

(1) いじめの定義 <いじめ防止対策推進法第2条より抜粋>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等の基本理念 <いじめ防止対策推進法第3条より抜粋>

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめ防止に向き合う教師の姿

- 児童に寄り添い、一緒に活動する教師
- 児童の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- 常に児童の身になって考えようとする教師
- 日頃から人権を尊重した言葉遣いを心がける教師
- 児童の努力を認め、励ましや称賛の言葉をかける教師
- 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通し、一言添える教師

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) いじめの未然防止の取組

いじめは、どの学校にも起こり得るという認識のもと、児童一人一人の自尊感情を高め、認め合える人間関係を構築するとともに、豊かな心の育成に取り組む。

- ① いじめが起こりにくい学校、学級（心の居場所となる学校、学級）づくりに努める。
- ② 授業や行事の中で、すべての児童が活躍できる場、成就感を味わうことのできる場をつくる。
- ③ 日々の学級経営において、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。
- ④ 児童が、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができる道徳教育の充実を図る。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を図る。
 - ・情報モラルに関する研修会（児童向け、保護者向け）
 - ・法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）
- ⑥ いじめに関する校内研修の充実を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

早期発見が早期解決につながるという認識のもと、児童へのアンケート、職員間での情報共有や保護者との連携から情報を収集する。

- ① 定期的なアンケート調査（毎月1回、各学級、卒業時まで保存）
- ② 職員会議での情報交換、いじめ防止等対策委員会での情報交換
- ③ 相談体制の整備

定期相談、教育相談（適宜）、スクールカウンセラーの活用

- ④ 「いじめ・体罰解消サポートセンター」等の機関の周知
- ⑤ いじめ防止等の対策に関する研修の充実による教職員の資質向上を図る。

児童の些細な変化に気付く目、気付いた情報の確実な共有、情報に基づく速やかな対応

4 関係諸機関との連携

生徒指導主事を核として、計画的かつ適宜関係諸機関と連携する。

- ・古河市教育委員会
- ・古河市こども福祉課
- ・適応指導教室
- ・民生児童委員
- ・スクールカウンセラー
- ・児童発達支援センター
- ・児童相談所
- ・古河警察署
- ・地域連絡協議会
- ・西牛っ子見守り隊
- ・学校評議員会

5 いじめ防止のための校内組織

(1) いじめ防止等対策委員会

- ① 本委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターで構成する。

その他、校長の判断により必要と認められる教員及び関係機関を参加させることができる。

- ② 本委員会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- ③ 教職員は、些細な兆候や懸念、児童や保護者からの訴えを抱え込まず、直ちに当該組織に報告、相談する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

- ① 本協議会は、校内組織（いじめ防止等対策委員会）、PTA会長、学校評議員、スクールカウンセラー、民生児童委員等で構成する。
- ② 本協議会は、必要に応じて適宜開催する。

6 いじめ事案への組織的な対応

- (1) いじめの事実を確認する。（即時対応）
- (2) いじめ防止等対策委員会を緊急に開催する。（情報共有）
- (3) 加害児童への指導、被害児童への支援と学級等の集団への指導を実施する。
- (4) 加害児童、被害児童の保護者に事実・指導経過・今後の対応等を説明し、理解と協力を依頼する。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。
- (9) いじめ解消の判断に当たっては、いじめが認知された時点から、行為が少なくとも3か月止んでいること、さらに被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることの2点を基準とする。

7 重大事態への対処

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29.3)及び「いじめの重大事態対応マニュアル」(H31.1)の手順を踏まえ、迅速に対応する。

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(自殺の企図、身体への重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性疾患の発症等)
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(年間30日を目安とする。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する。)
- ※ 被害児童の保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときを含む。

「いじめの重大事態対応マニュアル(平成31年1月 茨城県教育委員会)」に則り、速やかにかつ適切に対処する。また、重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

- ・いじめが行われた期間
- ・加害者と被害者の氏名
- ・いじめの態様
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童生徒の人間関係
- ・学校や教職員の対応等

(2) 重大事態への対応

- ① 古河市市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 関係諸機関との適切な連携を図る。
- ⑤ いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携する。いじめにより、生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ⑥ いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果等、必要な情報を適切に提供する。
その際、個人情報の保護に関する法律等を、十分に踏まえる。
- ⑦ 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- ⑧ いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止等対策委員会の見直し

いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。